



2026年5月19日

各位

会社名	株式会社 タナベコンサルティンググループ
代表者の役職氏名	代表取締役社長 若松 孝彦 (東証プライム市場 コード番号9644)
連絡者の役職氏名	取締役コーポレート戦略本部長 川本 喜浩
電話番号	06-7177-4000

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり譲渡制限付株式報酬制度の改定を決議し、本改定に関する議案を2026年6月下旬に開催予定の当社第64回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）へ付議することとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 改定の概要

当社は、2021年6月25日開催の当社第59回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、当社の中長期的な株価上昇及び2022年3月期よりスタートした中期経営計画（2021～2025）「TCG Future Vision 2030」に掲げた業績目標達成への意識と企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入すること並びに本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を当社の取締役の報酬額の上限である年額700百万円（うち社外取締役分30百万円以内）の範囲内である年額100百万円以内として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は160,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を5年間とすることにつき、ご承認をいただいております。

本譲渡制限期間（5年間）につき、本定時株主総会において「対象取締役が当社または当社子会社の取締役の地位から退任する日までの期間」へと改定する旨を付議いたします。

2. 改定の目的・条件

当社は、中期経営計画で掲げていた売上高・営業利益・ROE目標を全て達成いたしました。対象取締役が退任時まで譲渡制限付株式を保有することにより、当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆さまとの価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを本改定の目的としております。

なお、本改定は、本定時株主総会において株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

3. その他

以上の改定点のほか、本制度の内容に変更はございません。導入時の本制度内容については、2021年5月19日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以上